

「ふらっと」会則 （R4年改訂版）

（名称）

第1条 この会は、「ふらっと」と称する。

（事務所）

第2条 「ふらっと」は、事務所を袋井市方丈3丁目5番地の11袋井市協働まちづくりセンター「ふらっと」（以下「まちづくりセンター」という。）に置く。

（目的）

第3条 「ふらっと」は次の事項を目的とする。

- （1）市民活動団体の自主的・主体的で営利を目的としない活動を支援する。
- （2）情報の交換や研修の機会を通し、協力して地域課題に取り組む。
- （3）袋井市が目指す「協働まちづくり」の推進を図る。
- （4）「まちづくりセンター」の円滑な管理・運営を行なう。

（事業）

第4条 「ふらっと」は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）情報交換会（定期・臨時）
- （2）研修（視察・講座・体験）
- （3）先駆的活動（市民ニーズの実現）
- （4）情報の発信
- （5）行政への提言
- （6）行政・企業及び各種団体との連携
- （7）協働事業の支援
- （8）「まちづくりセンター」利用者の利便性の向上

（構成）

第5条 「ふらっと」は次に掲げるものによって構成する。

- （1）袋井市内でNPOまたはボランティア活動をする団体のうち、第3条及び第4条に賛同し、「ふらっと」の委員会で承認された団体。
- （2）委員は登録団体から選任する。

（役員）

第6条 「ふらっと」は次の役員を置く

- （1）委員 5名以上
 - （2）監事 1名以上
2. 代表、副代表は委員の中から互選する。
 3. 役員任期は1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、その前任者又は現任者の残任期間とする。
 4. 役員は、再任されることができる。

（会費）

第7条 「ふらっと」の登録団体は、年度会費3,000円とする。

（会議）

第8条 「ふらっと」は必要に応じて総会、全体会、委員会を開催する。

2. 会議は代表が招集する。

(総会)

第9条 総会は全ての登録団体で構成する。

2. 総会は次に掲げる事項を協議する。

(1) 会則の変更

(2) 役員承認

(3) 事業報告及び収支決算に関する事項

(4) その他、「まちづくりセンター」に関して必要と認められる事項

3. 総会は登録団体の過半数の出席で成立する。

4. 総会の議事は出席者の過半数で決定する。賛否同数の場合の議決権は議長にある。

(全体会)

第10条 全体会は登録団体と必要に応じてその他の団体、個人等によって構成する。

2. 全体会は次の目的で開催する。

(1) 登録団体への情報発信

(2) 登録団体、行政、その他の情報交換

(委員会)

第11条 委員会は代表、副代表、委員で構成する。

2. 委員会は次の事項を協議する。

(1) 「まちづくりセンター」の運営に関する事項

(2) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事項

(3) 登録団体の承認

3. 委員会は役員と委員の過半数の出席で成立する。

4. 委員会の議事は役員と委員の過半数で決定する。賛否同数の場合の議決権は代表にある。

(事務局)

第12条 事務局を「まちづくりセンター」におき、本会の庶務及び会計はセンター長及びその団体が行う。

(会計)

第13条 「ふらっと」の会計は会費及びその他収支を持って充てる。

2. 「ふらっと」の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3. 「ふらっと」は経理を適切に執行する。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか必要な事項は総会の決定を経て、代表がこれを定める。

附 則

1 この会則は、運営会議設立の日から施行する。

2 この運営会議の設立当初の役員等は、第6条の規定にかかわらず別に定める。

3 平成19年5月26日 改定

4 平成20年5月10日 改定

5 平成21年5月17日 改定

6 平成22年5月15日 改定

7 平成23年4月2日 改定

8 平成27年4月4日 改定

9 令和4年4月23日 改定